

【公印・契印省略】

総 統 勢 第 94 号

令和 6 年 5 月 30 日

公益財団法人 マンション管理センター 御中

総務省統計局長

令和 7 年 国勢調査への御協力について（依頼）

平素、総務省統計局の各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、令和 7 年 10 月 1 日に国勢調査の実施を予定しています。

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に規定される、国内に居住する全ての人及び世帯を対象とした国の中でも最も重要な統計調査です。

国勢調査を円滑に実施するためには、国民の皆様の御理解はもとより、各方面における御理解・御協力が不可欠であり、特に多くの世帯が居住する集合住宅を管理する方々などの御協力をいただくことが重要と考えています。

このため、総務省統計局においては、本年から、各種関係機関・団体等に対して事前に御協力をお願いし、集合住宅に対する調査実施の広報や調査員の募集について、地方公共団体と連携して広報活動を重点的に行うこととしています。

つきましては、統計法第 30 条第 1 項※の規定に基づき、貴センターへの協力依頼を行いますので、会員の皆様に別紙の内容を周知していただくとともに、貴センターの発行する機関紙やホームページへの広報素材の掲載、総務省統計局で作成するポスターの掲示、リーフレット配布等について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、広報素材については、別途送付させていただきます。

御多忙の折、大変恐縮ではございますが、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

※ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

第三十条 行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

2 （略）

【連絡先】

総務省統計局 統計調査部 国勢統計課  
担当：山岸、岩本、井原  
電話：03-5273-1013  
Email: c-kankyou@soumu.go.jp

公益財団法人 マンション管理センター  
会員の皆様へ

## 国勢調査への協力のお願い

総務省統計局

平素、総務省統計局の各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、令和7年国勢調査の実施に当たり、本年から、調査員が担当する区域を決めるための世帯数の確認や調査員を募集するための広報など、調査に関する準備事務を地方公共団体と連携して行うこととしています。

つきましては、以下の事項について、地方公共団体から依頼があった際には、御協力くださいますようお願い申し上げます。

### ○ マンションの居住世帯数の確認等

(実施時期：令和6年6月～令和7年9月頃)

国勢調査を円滑に実施するため、調査の前年に調査員の担当する区域（調査区）を市区町村が設定し、調査実施までに必要に応じて見直しを行います。

調査区の設定に当たり、市区町村職員がマンションの居住世帯数を確認するため、エントランスホールの集合郵便受けを数えたり、直接お問合せしたりすることがありますので、御理解と御協力をお願いします。

### ○ マンションの居住者、管理員等からの国勢調査員の推薦

(実施時期：令和6年8月～令和7年7月頃)

マンション等の集合住宅における調査を円滑に実施するため、市区町村から調査員の推薦をお願いする場合があります。その際には、居住者、管理員等から調査員を推薦いただきますよう、御協力をお願いします。

なお、マンションを管理する会社等が、市区町村との契約により調査員の事務を請け負うことも可能です。

### ○ マンション内の掲示板へのポスターの掲示

(実施時期：令和6年8月～令和7年10月頃)

マンションの居住者の方々に、国勢調査を実施することの事前周知を図るため、掲示板やエレベーターに広報用ポスターを掲示することについて、御理解と御協力をお願いします。

#### 【連絡先】

総務省統計局 統計調査部 国勢統計課  
担当：山岸、岩本、井原  
電話：03-5273-1013  
Email:c-kankyou@soumu.go.jp